



空き家対策 Q & A

空き家に関する、皆さんからよくある質問をQ & A形式でご紹介します。

Q1 相続の手続きの方法がわかりません。

A1 実際に相続の手続きを行うためには、全ての相続人を探すことや相続財産について調べ、遺産分割協議などを行う必要があります。ご自身で行える場合もありますが、作業が複雑なときは、費用はかかりますが、司法書士などへ相談して手続きを行うこともできます。

Q2 空き家の相続を放棄したので、今後は何もしなくてよいのでしょうか。

A2 家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた場合でも、原則として、新たに相続人となった方が管理を始めるまでは管理義務があります。この義務を怠り、近隣の方に被害を及ぼした場合、法的な責任を追究される恐れがありますので注意してください。

Q3 隣が空き家で草木が繁茂し越境してきて困っています。



A3 基本的に、管理を行うのは所有者か管理者ですが、誰が管理しているのかわからない場合は、市にご連絡ください。

『空家法』に基づき、市で所有者などを調査して判明した場合、適切に対処していただくよう依頼します。

Q4 空き家を賃貸・売りたい。

A4 賃貸・売買を行う方法や相談先として、北海道宅地建物取引業協会室蘭支部へ相談していただくことや、北海道で行っている北海道空き家情報バンクに登録し、買い手を探す方法などがあります。

Q5 老朽化した空き家から被害を受けた場合、損害賠償を請求できますか。

A5 空き家が原因で周辺の方に被害を与えた場合、その所有者が責任を負うことが法律で定められています。被害に遭ったときは弁護士に相談することをお勧めします。

市は毎月1回、札幌弁護士会室蘭支部の弁護士による無料法律相談（予約制）を実施しています。※日程など、詳しくは広報のほりべつ37ページをご覧ください。

Q6 市で空き家を強制的に解体することはできますか。

A6 空き家でも所有権などの権利があり、法律で保護されていることから、市による強制的な解体は基本的にはできません。

ただし、放置することで倒壊など著しく保安上危険となる恐れがあるなど、特に危険な空き家で、特定空家等と判断した場合は、『空家法』に基づき、必要な措置をとるよう助言または指導を行い、改善されなければ勧告するといった行政指導を行います。それでも改善されない場合は、より強力のある命令などの行政処分を行います。

Q7 空き家の解体はどこに依頼すればよいですか。



A7 市内には解体を行っている事業者がいます。詳しくは登別建設協会に問い合わせください。

『登別市空家等対策計画』の閲覧場所



『登別市空家等対策計画』は、市役所1階市民コーナー、各支所、市民会館、都市政策グループのほか、市ホームページなどをご覧ください。

皆さんが安心して暮らすことができるまちにするため、私たち一人ひとりが空き家の解消に向け取り組んでいきましょう。

<空き家に関する相談などの連絡先>

名称	電話	内容
市都市政策グループ	☎ ⁰⁵ 3 2 3 0	空き家に関する相談
市市民サービスグループ	☎ ⁰⁵ 1 8 5 5	無料法律相談の申し込み
北海道宅地建物取引業協会室蘭支部	☎ ⁰⁴ 4 9 9 6	賃貸・売買などの相談
札幌司法書士会	☎011-281-3505	相続などの相談
札幌弁護士会 室蘭支部	☎ ⁰⁴ 6 6 1 4	賠償などの相談
登別建設協会	☎ ⁰⁵ 2 4 4 2	解体・リフォームなどの相談